

京都市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市選挙管理委員会委員長 國枝 克一郎

京都市選挙管理委員会規程第3号

京都市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

京都市選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

第24条第2項第7号を削り、同項第8号中「規則」を「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、同項第12号中「削除」を「利用停止」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号を同項第11号とし、同項第14号中「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同号を同項第12号とし、同項第15号から同項第18号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)